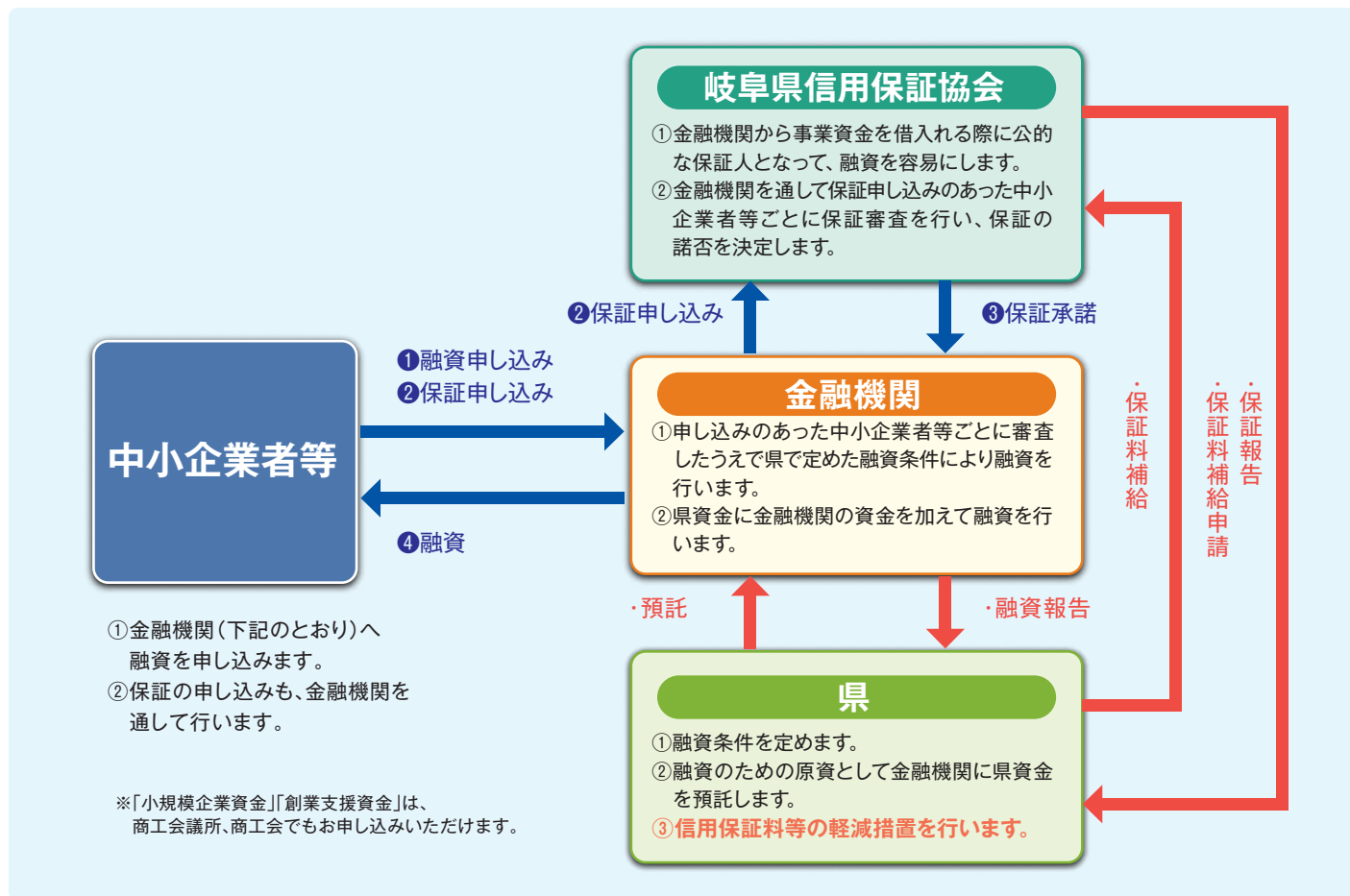


県制度融資のしくみ・お申し込み方法

県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。



融資のお申し込み・ご相談は

下記金融機関の県内本支店で行っています。手続方法は、金融機関所定です。（令和7年4月1日現在）

（取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない又は取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等に限る、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱が可能です。）

- ・銀行 三菱UFJ*、三井住友、十六、大垣共立*、北陸*、滋賀、八十二、富山第一、あいち*、名古屋、三十三
- ・信用金庫 岐阜*、大垣西濃、高山、東濃、関、八幡、尾西、桑名三重
- ・信用組合 岐阜商工、飛驒、イオ、益田、近畿産業、岐阜県医師
- ・商工組合中央金庫
- ・農業協同組合 ぎふ（本店）、西美濃（本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店）、いび川（本店）、めぐみの（関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店）、陶都信用（本店）、東美濃（本店）、飛驒（本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店）
- ・岐阜県信用農業協同組合連合会（本所）

*印の金融機関には、利用者の方の利便性を考慮し、例外的に県制度融資の取扱いが可能となっている県外支店があります。

融資お申し込みの際の提出書類について

県制度融資のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定となっています。

提出していただいた書類については、以下の目的に利用します。

- ・金融機関での融資審査
- ・県信用保証協会での保証審査
- ・県制度融資の対象者であることの確認（金融機関・県）
- ・県での県制度融資の統計、予算資料等の作成
- ・県信用保証協会が県に対して行う保証料補給の申請
- ・金融機関が県に対して行う利子補給申請